

伝建かわら版

21号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

伝建地区の町並みは、歴史的な建物だけではなく、地区全体でつくられています。

そのため、伝建地区の町並みを今後も保存していくために、すべての建築物・工作物などの現状変更（外観の変更など）を行う場合は、事前に許可が必要となります。

ただし、伝建地区では厳しい規制がかかる一方で、伝統的建造物の修理などに対する補助制度や、固定資産税・都市計画税の軽減措置がございます。

修理・修景補助金の相談を受け付けています

伝建地区内では、町並みを保存するための建築物等の修理・修景事業について、修理・修景基準に適合するものについては、経費の一部を補助しています。

伝統的建造物の修理等をお考えの方は、蔵の街課までご相談ください。

事業の種類	補助対象経費		補助率	補助限度額
伝統的建造物の修理	建築物 (見世蔵、土蔵等)	外観を修理するために要する経費	80%	1200万円
	工作物(塀、門等)	修理するために要する経費	80%	400万円
環境物件の復旧	樹木、庭園等	復旧するために要する経費	50%	50万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	建築物	新築、増築等で外観を修景するために要する経費	70%	600万円
	工作物(塀、門等)	修景するために要する経費	70%	200万円

修理・修景とは？

「修理」とは、伝統的建造物を履歴調査に基づき、然るべき姿に戻す行為です。現状維持もしくは痕跡に基づく復原を基本とし、できる限り伝統的な材料・工法を踏襲して修理するものです。

「修景」とは、伝統的建造物以外の建築物等の外観を、伝統的建造物群と調和するように配慮して新築、改築、増築する行為をいいます。

固定資産税・都市計画税の軽減措置が行われています

伝建地区では土地の利用に一定の規制がかかるため、条例に基づき、伝統的建造物及び土地所有者に対し、固定資産税及び都市計画税の軽減措置が行われています。

	伝統的建造物		伝統的建造物以外の建築物	
	建物	土地（敷地）	建物	土地（敷地）
固定資産税・都市計画税の減額率	地方税法により非課税	50%減額	—	20%減額

伝建地区イベント情報

【蔵フト麦酒ウォーク 2023】

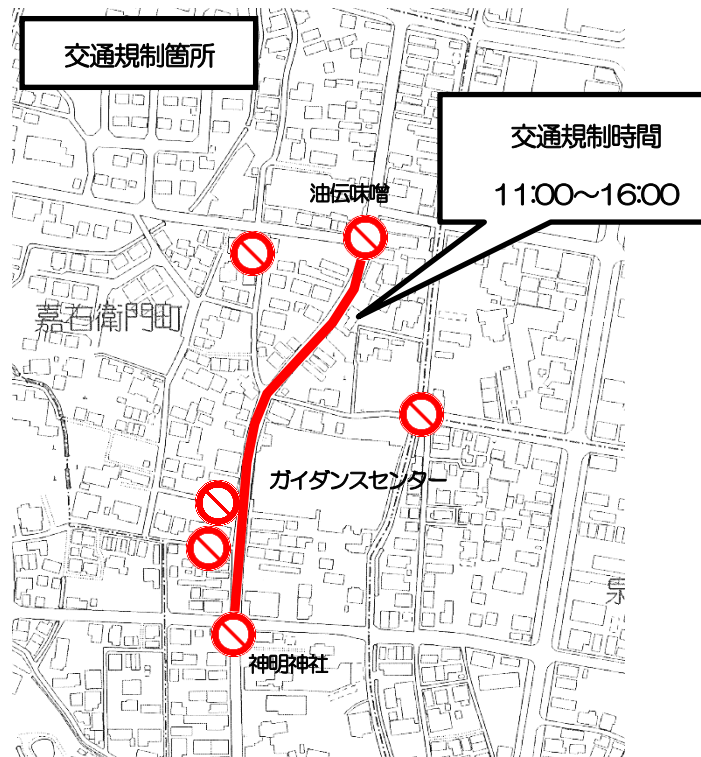
日 時：令和5年9月9日（土）、10日（日） 11:00～17:00（雨天決行）

場 所：嘉右衛門町伝建地区（ガイダンスセンター・油伝味噌・浅間神社 他）

内 容：『麦処とちぎ』のクラフトビールと美味しい料理や個性的な雑貨等の販売、油伝味噌石蔵での音楽コンサート等を楽しんでいただくイベントです。

主 催：蔵フト麦酒ウォーク実行委員会

※イベント当日、「油伝味噌」～「神明神社」間の交通規制を行います。



【発行・問合せ】 栃木市 地域振興部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2685

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: denken@city.tochigi.lg.jp